

実 況 見 分 調 書 ~~（ 第 一 回 ）~~

実況見分日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日
午後〇時〇分から午後〇時〇分まで

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇ビル

上記防火対象物における消防用設備等の設置状況について、本職は次のとおり見分した。
平成〇〇年〇月〇日

〇〇消防署
消防司令補 〇 〇 〇 〇 印

1 実況見分の目的

消防法令違反（自動火災報知設備）に係る事実の確認のため

2 実況見分の立会人

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
職・氏名・年齢 株式会社ABC 総務課長 〇 〇 〇 〇（〇〇歳）

3 実況見分の経過

（1）現場の位置及び周辺の状況

現場は、JR東日本〇〇駅から北に約40mの〇〇商店街にあり、付近は商業地域に指定されている。建物は、商店街中央部に位置し、ビル東側出入口が商店街に面している。（図1建物案内図、及び図2建物周辺図参照）（写真1参照）

（2）建物の状況

建物は、建築確認を昭和62年4月8日に受け、建築面積213㎡、延べ面積852㎡（使用開始届出書による）の耐火構造地上3階、地下1階建て、1階出入口につながる階段が1つである。（写真2参照）

各階の用途は、地下1階は居酒屋（飲食店）、1階及び2階は喫茶店（飲食店）、3階は事務所となっており、各階の床面積は213㎡である。用途の判定は複合用途防火対象物（（16）項イ）である。平成元年3月10日から使用されている。

建物の消防用設備の現況及び各テナント使用状況、防火管理、占有者の氏名等は、別添「〇〇ビル防火対象物台帳」のとおりである。

（3）建物内部の状況

ア 地下1階内部の状況

地下1階には、飲食店客室、同厨房、共用部分に分かれている。（図3「地下1階配置図」参照）

客室の天井には自動火災報知設備の感知器（以下「感知器」という。）は見当たらず

ない。(写真3参照)

厨房の天井に感知器は見当たらない。(写真4参照)

共用部分は階段室、廊下及び掃除用具入れに分かれているが、これらの天井に感知器は見当たらない。(写真5参照)

イ 1階の状況

1階には、喫茶店客室、同厨房、共用部分に分かれている。(図4「1階配置図」参照)

客席の天井には感知器は見当たらない。(写真6参照)

厨房の天井に感知器は見当たらない。(写真7参照)

共用部分は階段室、管理室、変電室及びごみ置き場に分かれているが、これらの天井を見分すると、感知器は見当たらない。(写真8参照)

管理室には、自動火災報知設備の受信盤に相当する設備機器は見当たらない。
(写真9参照)

ここで立会人〇〇〇〇は「このビルには、以前から自動火災報知設備は設置されていませんでした。」と説明した。

ウ 2階の状況

2階には、喫茶室客室、共用部分に分かれている。(図5「2階配置図」参照)

客室天井には感知器は見当たらない。(写真10参照)

共用部分は階段室で天井に感知器は見当たらない。(写真11参照)

エ 3階の状況

3階には、事務所の事務室(2部屋)、応接室、会議室、更衣室、共用部分に分かれている。(図6「3階配置図」参照)

事務室2部屋には感知器は見当たらない。(写真12参照)

応接室、会議室、更衣室に感知器は見当たらない。(写真13参照)

共用部分は階段室で、天井には感知器は見当たらない。(写真14参照)

4 他の消防用設備等

消火器、誘導灯が設置されており、これらについては消防法令上の技術上の基準に適合している。

5 その他

(1) 実況見分補助者

図面作成 消防士 〇〇 〇〇

写真撮影 消防士 〇〇 〇〇

(2) 本見分の経過を明らかにするため、「〇〇ビル防火対象物台帳」、図面6枚、写真14枚を本調書末尾に添付する。

実況見分調書 ~~(第一回)~~

実況見分日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日
午前〇〇時〇〇分から午後〇時〇〇分まで

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
名称 〇〇ビル

上記防火対象物における階段室内の物品存置等の設置状況について、本職は次のとおり見分した。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇消防署
消防司令補 〇 〇 〇 〇 印

- 1 実況見分の目的
消防法令違反（階段室内の物品存置等）に係る証拠保全のため
- 2 実況見分の立会人
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
職・氏名・年齢 株式会社ABC〇〇店 店長 〇 〇 〇 〇（〇〇歳）
- 3 実況見分の経過
 - (1) 現場の位置及び周辺の状況
現場は、JR 東日本 A 駅から北に30m、通称〇〇通りの商店街にあり、付近は飲食店、物品店舗等が多数混在している。
 - (2) 建物の状況



写真1 建物を西側の公道の北西方向から見た状況
付近図1の①の位置から撮影

建物は、耐火構造地上4階で、西側が公道に面し、1階に出入口がある。建物の北側に1ヶ所、階段があり、この階段も西側公道を出入口としている。階段の脇にエレベータが設置されている。

各階の用途は、1階及び2階は居酒屋（飲食店）、3階は喫茶店（飲食店）、4階はキャバレーとなっており、建物の用途は、複合用途対象物（（16）項イ）と判定される。階段は、北側の1系統のみで、延べ床面積は300㎡を超えている。

建物の建築年月、床面積、消防用設備の現況及び各テナント使用状況、防火管理、占有者の氏名等は、別添「〇〇ビル防火対象物台帳」のとおりであり、延べ面積、建築面積は別添「建築確認申請書」によるものである。

（3）建物内部の状況

階段の避難上の支障となる物件の存置に関する見分について、以下に示す。

ア 階段の物品存置の状況

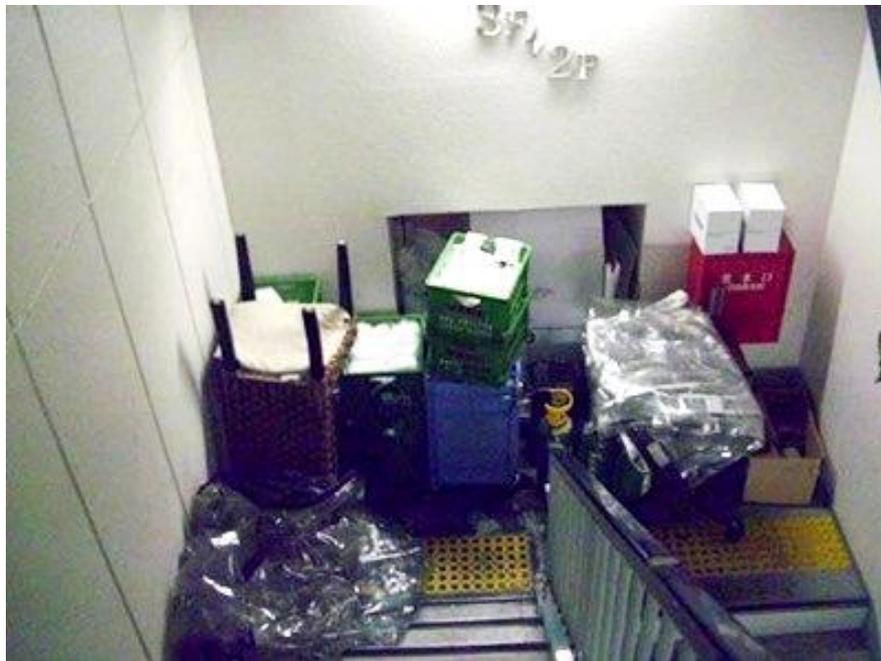


写真2 2階から3階の踊り場の物品等の状況

平面図2の②の位置から撮影。

1階から2階までの階段は、通行等に支障はないが、2階から3階への踊り場には、人が通りぬけできないほどに、椅子2脚とワゴン6個、ゴミ4袋、段ボール2個が存置されている。（図1「2階踊り場の物品存置図」参照）

（この頁以下余白）



写真3 3階の出入口付近の階段の物品等の状況

3階の階段出入口付近を見分すると、ブラインド2個、ビールシリンダー3個、物品の入ったかご1個、木製の箱2個、雑品8個が確認され、人が通りぬけできない状況となっている。(図2「3階の物品存置図」参照)

立会人の店長〇〇〇〇は「2階踊り場と3階の階段の物品は、当店で使用している物と廃棄予定の物などで、当店が置いているものです。」と説明した。

イ その他

消火器、自動火災報知設備、避難器具、誘導灯の消防用設備等は、各階に設置され、維持管理されている。

5 その他

(1) 実況見分補助者

図面作成 消防士 〇〇 〇〇

写真撮影 消防士 〇〇 〇〇

(2) 建物の状況説明として「建築確認届出の写し」、「〇〇ビル防火対象物台帳」、2枚の図を末尾に添付する。